

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&amp;AD INSURANCE GROUP



# 個人年金保険

「&LIFE 個人年金保険」は  
「5年ごと利差配当付個人年金保険  
(無選択特則付)」の販売名称です。

計画的に積み立てて**ゆとりあるセカンドライフをサポート**します。

**特徴 ①** 一定年齢になられたときに、年金をお受け取りいただけます。

**特徴 ②** 年金の受取期間を選べます。

確定年金

被保険者の生死にかかわらず、5年・10年・15年間いずれかの年金をお受け取りいただけます。

10年保証期間付終身年金

保証期間中は被保険者の生死にかかわらず、保証期間経過後は被保険者が生きている間、一生涯にわたり年金をお受け取りいただけます。

**特徴 ③** 税法上の要件を満たす場合、「個人年金保険料税制適格特約」を付加していただくことで、お払込みいただいた保険料は個人年金保険料控除の対象となります。

お払込みいただく保険料のうち一定額が課税対象額から控除され、毎年の所得税や住民税の負担が軽くなります。

※税務上の取扱いについては、2019年7月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。

**特徴 ④** 簡単なお手続きでご契約いただけます。(無選択特則付)

無選択特則を付加しているため、健康状態等の告知や医師による診査は不要です。

※約款所定の高度障害状態に該当したときに保険料のお払込みが免除となる取扱いはありません。

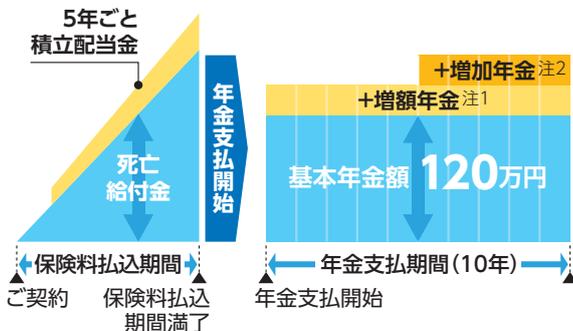
**特徴 ⑤** 5年ごとに契約者配当金をお受け取りいただけます。

責任準備金等の運用益が三井住友海上あいおい生命の予定した運用益をこえた場合、ご契約後6年目から5年ごとに契約者配当金をお受け取りいただけます。

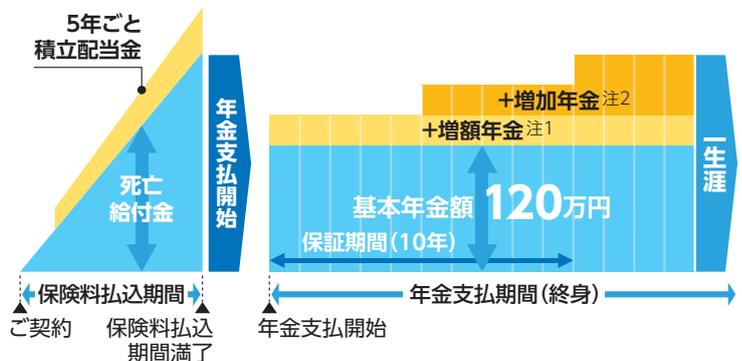
## 商品の概要(主契約)

基本年金額：120万円の場合

〈10年確定年金の場合〉



〈10年保証期間付終身年金(定額型)の場合〉



注1 増額年金:年金支払開始日前の契約者配当金(5年ごと積立配当金)により買い増した年金

注2 増加年金:年金支払開始後の契約者配当金により買い増した年金(配当金支払方法を増加年金買増とした場合)

※具体的なご契約の内容(基本年金額、保険料、保険料払込期間、保険料払込方法等)は、「申込書」や「保険設計書」等でご確認ください。

年金等		お支払いできる場合(お支払事由)	
年金	確定年金	被保険者が年金支払開始日注1に生存されているとき	
	保証期間付 終身年金(定額型)	〈保証期間中〉被保険者が年金支払開始日注1に生存されているとき 〈保証期間経過後〉被保険者が年金支払日注2に生存されているとき	
	死亡給付金	被保険者が年金支払開始日注1よりも前に死亡されたとき	
保険料払込満了年齢 年金支払開始年齢		50歳・55歳～65歳・70歳・75歳(更新なし)	解約返戻金 配当金
			あり あり

注1 年金支払開始日とは、第1回目の年金をお支払いする日のことです。被保険者の年齢が、年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

注2 年金支払日とは、年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

※死亡給付金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。

※高度障害状態の保障はありません。

## 主な取扱規定(主契約)

※ご契約内容によっては、お申込みいただけない場合がありますので、ご注意ください。

契約年齢範囲	16歳～70歳	基本年金額	30万円～3,000万円
付加可能な特約	●個人年金保険料税制適格特約 ●代理請求特約注		

注 年金受取人が法人の場合、代理請求特約は付加できません。

裏面も必ずご確認ください。➡

## 主なご留意点

### ● 配当金について

- 契約者配当金は変動(増減)し、運用実績によっては0(ゼロ)となることもあります。契約者配当金は、責任準備金等の運用益が三井住友海上あいおい生命の予定した運用益をこえた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。ただし、責任準備金等の運用実績によってはお支払いできない場合もあります。また、長期間継続したご契約に対して、特別配当をお支払いすることがあります。
- 年金の支払開始前の契約者配当金は三井住友海上あいおい生命所定の配当積立利率で年金の支払開始日の前日まで積み立て、年金の増額にあてます。なお、ご希望により途中で受け取ることもできます。
- 年金の支払開始後の契約者配当金は次のいずれかの方法をお選びいただけます。
  - ・年金の買増しに充当する方法
  - ・利息をつけて積み立てる方法三井住友海上あいおい生命所定の配当積立利率で積み立て、ご希望によりいつでも受け取ることができます。
- 個人年金保険料税制適格特約を付加された場合、積み立てた契約者配当金を途中で受け取ることはできません。
- ご契約日から2年以内に解約・減額等をされる場合、契約者配当金はありません。
- 解約・減額等をされる場合にお支払いする契約者配当金は、死亡給付金のお支払事由に該当し、ご契約が消滅する場合にお支払いする契約者配当金よりも少なくなります。

### ● 解約返戻金について

- ご契約の内容等によっては、解約等された場合のお支払金額は、既払込保険料を下回ることがあります。
- 三井住友海上あいおい生命が将来の年金支払のために積み立てた金額が死亡給付金額を上回ったときは、解約返戻金は死亡給付金額を限度としてお支払いします。したがって、この場合には三井住友海上あいおい生命が将来の年金支払のために積み立てた金額を下回ります。

### ● 個人年金保険料税制適格特約 ※2019年7月施行中の税制によります。

- 税法上の要件を満たす契約については、個人年金保険料税制適格特約を付加することにより、個人年金保険料控除の対象となります。
  - 個人年金保険料税制適格特約付加の主な要件は次のとおりです。
    - ・年金受取人はご契約者またはその配偶者のいずれかであること
    - ・年金受取人は被保険者と同一であること
    - ・保険料払込期間が10年以上であること
    - ・年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること
- ※個人年金保険料税制適格特約を付加した場合、税法上の要件を満たさなくなるような契約内容の変更はできません。  
(例)ご契約後10年経過しないうちに払済年金保険へ変更する場合 等

### ● 受取金額と払込保険料合計額の関係について

保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、お受け取りいただく年金等の総額が払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

### ● 保険料の払込免除について

無選択特則を付加しているため、告知や医師の診査が必要なご契約とは異なり、保険料の払込免除をお取扱いしません。

#### ■ 法人がご契約者となる場合の留意点

- ・ 法人向け保険商品は、被保険者さまに万一のことがあった場合、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための「保障」等を目的とした保険商品です。
  - ・ 「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入されます。課税タイミングが変わる課税の繰り延べに過ぎず、原則、節税効果はありません。
  - ・ 税務上の取扱いについては、2019年7月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。
  - ・ 当該保険契約の支払保険料の経理処理の際に必要な最高解約返戻率<sup>注</sup>等については、「保険設計書」や、「保険証券」に同封の書類にてご確認ください。具体的な経理処理にあたっては、税理士等の専門家にご相談ください。
- 注「最高解約返戻率」とは、保険期間を通じて解約返戻率(=解約返戻金相当額÷既払込保険料累計額)が最大となる値をいいます。
- ・ 法人が契約者となる保険商品のご加入のご検討にあたっては、「法人向け保険商品にかかる顧客向けの注意喚起文書(法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと)」を参照のうえ、税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

- ・ ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ・ このご案内は商品の概要を説明しています。ご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川12-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)  
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)  
<https://www.msa-life.co.jp>

87878 PDF 2019.07.01 (改・一) 2019-A-0660(2019.8.26)